

渡嘉敷村訓令第24号

渡嘉敷村ボランティア清掃用ゴミ袋交付要綱をここに定める。

令和3年10月18日

渡嘉敷村長 座間味 秀勝

渡嘉敷村ボランティア清掃用ゴミ袋交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清潔で快適な地域環境を維持するため清掃を行う、渡嘉敷村内の各世帯（以下「世帯」という。）又はボランティア団体（以下「団体」という。）に対し、ボランティア清掃用ゴミ袋（以下「ゴミ袋」という。）を交付することについて必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を促進することを目的とする。

(交付対象活動)

第2条 ゴミ袋の交付については、次の各号に掲げる活動について交付する。

- (1) 地域周辺の生活環境保全のための清掃活動
- (2) 自宅周辺等の「ゼロゴミの日」の清掃活動
- (3) 海岸や道路、港その他の公共の場所を義務なく無償で行う清掃活動

(ゴミ袋の交付申請)

第3条 ゴミ袋の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、遅滞なくゴミ袋を交付するものとする。
- 3 第1項に規定する申請の受付は、民生課において行うものとする。
- 4 受付時間は、村役場閉庁日以外の午前8時30分から午後5時までとする。

(ゴミ袋の交付)

第4条 ゴミ袋は、次の各号に掲げるボランティア清掃を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数を限度に交付する。

- (1) 世帯 1回の申込みにつき20枚（2袋）までとし、年間60枚を上限とする。
- (2) 団体 1回の申込みにつきボランティア清掃に参加する人数分の枚数（10未満の端数があるときは、これを10に切り上げる。）とし、100枚を上限とする。

(遵守義務)

第5条 ゴミ袋の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守

しなければならない。

(1) ごみ袋をボランティア清掃による一般廃棄物の搬出以外の用途に使用してはならない。

(2) ごみ袋は、第三者に譲渡してはならない。

(ごみ袋の返還)

第6条 使用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、ごみ袋を村長に返還しなければならない。

(1) 交付を受けたごみ袋が不要になったとき。

(2) ボランティア清掃を実施しなかったとき。

(3) 第5条に規定する遵守義務に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、ごみ袋の交付を受けたとき。

(受付簿の整理)

第7条 村長は、ボランティア清掃用ごみ袋交付簿（様式第2号）を整備し、ごみ袋の交付について管理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。